

病院の開設等における審議のイメージ (一般病床及び療養病床)

(参考)

医療機関の開設者

※行政手続き上の相談・問合せ

行政

- 県医療計画課 (地域医療構想関係)
- 県医務課 (医療法人の定款等)
- 県保健所 (医療法上の手続き等)
- 政令・中核市保健所 (医療法上の手続き等)

各構想区域の群市区医師会・病院団体協議会

※行政は、計画者へ速やかに地域の医療関係者へ連絡を取るよう依頼

各構想区域の地域医療構想推進委員会 (①又は②を協議)

【①-2において協議が整わない場合は、②の要領により取り扱う】

《根拠：厚生労働省通知》

①-1

- 開設者変更
- 病院等の移転

①-2

- 病院等間の病床移動
- 病院等の合併、分割

《根拠：愛知県病院開設等許可事務取扱要領》

②

- 新規開設
- 増床

※病床過剰地域における新規開設・増床は、原則認めない
ただし、特定病床、医療法第30条の4第10項の規定に基づく特例(公的病院等の再編統合等)を除く。

地域医療構想推進委員会での協議事項は必要に応じて医療体制部会へ報告

①-1及び①-2(病床機能に限る)において協議が整わない場合

取り下げの指導にも関わらず、開設許可申請等がされた場合

医療審議会 医療体制部会

①-1、①-2 《根拠：医療法第7条第5項関係》

不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与し、正当な理由がなく条件に従わない場合は、医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて条件に従うべきことを勧告することができる。

② 《根拠：医療法第30条の11関係》

医療審議会の意見を聴いて、申請の中止又は申請病床数の削減を勧告することができる。
※病床過剰地域に限る